

引っ越しシーズン到来

転入・転出などの届出は忘れずに!

3月、4月は入学・就職の季節です。立科町に転入したときまたは町外へ転出したとき等、住所に変更が生じたときは、すみやかに届出してください。

届出者は原則として異動者本人ですが、世帯主が代わりに届出することもできます。世帯主でない代理人が届出する場合、異動者本人からの委任状が必要です。手続きの際、**窓口に来られた方の本人確認**を行っています。**運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等をご提示**ください。

なお、正当な理由がなく、14日以内に届出をしない場合、**料料に処**されることがありますのでご注意ください。

種類		届出期間	届出に必要なもの
転入届	町内に住所を移した時	転入してから14日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・認印 ・転出証明書（前住所地で発行されたもの） ・マイナンバーカード（通知カード） ・障害者手帳（該当者） ・在留カード（外国籍の方） ・国外から転入される方はパスポート ★運転免許証などの本人確認できる書類
転出届	町外へ住所を移す時	転出前、または 転出後14日以内 ※郵送でも請求ができます	<ul style="list-style-type: none"> ・認印 ・印鑑登録証（登録者） ・マイナンバーカード（該当者） ・国民健康保険証（加入者） ・後期高齢者医療保険証（該当者） ・介護保険証（該当者） ・福祉医療受給者証（該当者） ★運転免許証などの本人確認できる書類
転居届	町内で住所を変更した時	転居してから14日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・認印 ・マイナンバーカード（通知カード） ・国民健康保険証（加入者） ・後期高齢者医療保険証（該当者） ・介護保険証（該当者） ・福祉医療受給者証（該当者） ・障害者手帳（該当者） ・在留カード（外国籍の方） ★運転免許証などの本人確認できる書類

役場では毎週月曜日(当日が休日の場合は翌日)時間外の窓口業務を午後7時まで実施していますのでご利用ください。
お問合せ 住民係 電話88-8404

町長コラム⑧

自立堅持

1月25日(土)に、県、県教育委員会、一般財団法人地域活性化センターの共催による、「これからの地域の暮らしと学び合い」と題したフォーラムに参加し、持続可能な地域づくりについて学びました。

今回のフォーラムは、ジャーナリストの池上彰さんの基調講演に続いて、コーディネーターの池上さん、パネリスト4名(地域づくり活動実践者3名、阿部知事)によるパネルディスカッションが行われ、地域づくりの実践発表と発表内容に対する質問や感想がそれぞれ述べられました。

事例発表では、長野市信州新町のNPO法人ふるさとのお岩伸雄さんから、「地域の事は地域が支える」を合言葉に、年間200件の冠婚葬祭や月間300食の高齢者配食サービスを展開し、持続可能な地域づくりに繋ぐ活動が発表され、豊殿ふれあいサロン「ひなたぼっこ」の櫻井記子さんから、地域サロンを中心に、住民と多様な関係機関が協同し、安心して暮らせる地域づくりの発表がありました。また、若者コミュニティBridgeの宮下祐介さんから、地元小中学校の卒業生で結成した若者たちが、地域内外との交流や世代を超えた地域課題に取り組んでいる事例が発表され、阿部知事は、地域の活動を行政が後押しする仕組みがベターであるとの感想を述べられました。

私は、今回のフォーラムで、生涯を通じて学びの大切さと地域活動の重要性を痛感しました。

両角正芳